

第7次国有林野施業実施計画書

第1次変更計画
(変更部分のみ)

(下越森林計画区)

計画期間
自 令和7年4月1日
至 令和12年3月31日

関東森林管理局

下越森林計画区の第7次国有林野施業実施計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

1. 既に計画している箇所以外の荒廃地において、保安施設（溪間工、山腹工及びその他）を追加するとともに、林分密度が過密でありその調整が必要な保安林において、本数調整伐を行うため「5 治山に関する事項」を変更する。

なお、本変更計画は、令和8年4月1日から適用する。

【変更項目】

5 治山に関する事項

位 (林 班) 置	市 町 村	区 分	工 種	計 画 量
201、204、210、216～222	阿 賀 町	保安林の整備	本数調整伐	50ha
1005、1006、1009～1012、1023、1025、1045、1048、1059、1065、1072、1079、1083～1085、1122、1124～1140、1144～1150、1152、1214～1218、1221～1224、1235、1236、1306、1307、1362、1364、1411～1416	村 上 市		本数調整伐	510ha
1308、1309、1313、1315、1317、1318、1333～1339、1341、1349～1355、1357～1360、1367、1368、1370～1375、1377～1379、1381、1389～1393、1395、1397、1406、1425	関 川 村		本数調整伐	475ha
17、70、73、75、90、102	新 発 田 市	保安施設	溪 間 工	4か所
4～6、8、13、14、25、27、30、32	胎 内 市		溪 間 工	5か所
106、111、117	阿 賀 野 市		山 腹 工	5か所
			溪 間 工	3か所
288、289、322	五 泉 市		山 腹 工	3か所
			溪 間 工	2か所
201、204、210、216～224、239、240、253、255、279、280	阿 賀 町		溪 間 工	12か所
1006、1007、1012、1021、1022、1037、1038、1048、1053、1126、1127、1131、1136～1140、1146、1150、1230、1235、1236、1302～1307、1362、1364～1366、1409、1415、1416	村 上 市	山 腹 工	12か所	
		そ の 他	3か所	
1308、1309、1315、1317、1333、1351、1353、1367～1370、1383、1389、1390、1393、1395、1397、1398、1400、1402、1425	関 川 村	そ の 他	2か所	
		溪 間 工	7か所	
1349、1368、1369	関 川 村	山 腹 工	4か所	
		地すべり防止	2か所	
合 計		保安林の整備	地下水排除工	1か所
				1,035ha

		保 安 施 設	溪 間 工 山 腹 工 そ の 他	45か所 27か所 2か所
		地すべり防止		3か所

(注) 1 か所数は単位流域を1か所として集計。

(注) 2 災害復旧等緊急を要する工事については、計画箇所以外においても実行できるものとする。